

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
区分		日額		摘要		区分		日額		摘要	
[略]				[略]							
能力開発 発研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	[略]		国立岩手 山青少年 交流の家	3,400円	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	[略]		国立岩手 山青少年 交流の家	3,500円
			[略]					[略]			
		旅館（旅 館業法（ 昭和23年 法律第138 号）第2 条第2項 及び第3 項の旅館 業の用に 供する宿 泊施設）		[略]		旅館（旅 館業法（ 昭和23年 法律第138 号）第2 条第2項 の旅館・ ホテル営 業の用に 供する宿 泊施設）		[略]			
		[略]		[略]		[略]		[略]			
[略]				[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局企業職員日額旅費規程別表の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。